

## CC1：自己資本の構成

株式会社三井住友銀行（連結）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ
		2021年 6月末	2021年 3月末
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）</b>			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	7,333,230	7,168,980
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,527,294	3,527,294
2	うち、利益剰余金の額	3,805,935	3,676,110
1c	うち、自己株式の額（△）	—	—
26	うち、社外流出予定額（△）	—	34,424
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,978,077	1,951,141
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	1,135	1,145
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	9,312,442	9,121,267
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）</b>			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	254,811	252,668
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	7,419	7,837
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	247,391	244,830
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	2,330	3,314
11	繰延ヘッジ損益の額	31,287	32,799
12	適格引当金不足額	—	—
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	56,913	58,866
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	10,536	10,915
15	退職給付に係る資産の額	394,644	387,997
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
27	その他Tier1資本不足額		—	—
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)		750,524	746,562
<b>普通株式等Tier1資本</b>				
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		8,561,917	8,374,704
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	1,155,000	1,155,000
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		20,343	13,804
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		1,175,343	1,168,804
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	25,525	25,525
42	Tier2資本不足額	—	—
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	25,525	25,525
<b>その他Tier1資本</b>			
44	その他Tier1資本の額 ( (ニ) - (ホ) ) (ヘ)	1,149,817	1,143,278
<b>Tier1資本</b>			
45	Tier1資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	9,711,735	9,517,983
<b>Tier2資本に係る基礎項目 (4)</b>			
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	765,821	863,542
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	3,760	2,395
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	203,452	203,452
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	203,452	203,452
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	49,542	58,190
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	16,557	16,602
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	32,984	41,587
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,022,577	1,127,580
<b>Tier2資本に係る調整項目 (5)</b>			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—
54	少数出資金金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	33,183	33,213
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	33,183	33,213
<b>Tier2資本</b>			
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	989,394	1,094,367
<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	10,701,130	10,612,351

リスク・アセット (6)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	61,794,715	59,871,204
連結自己資本比率 (7)			
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	13.85%	13.98%
62	連結Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	15.71%	15.89%
63	連結総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	17.31%	17.72%
調整項目に係る参考事項 (8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	514,486	427,937
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	495,460	513,849
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	4,347	3,945
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)			
76	一般貸倒引当金の額	16,557	16,602
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	24,691	22,691
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	32,984	41,587
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	281,579	274,069
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)			
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	123,785	123,785
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	203,452	203,452
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	36,664	56,412